

BIGLOBE サービス「BIGLOBE LTE・3G」/「BIGLOBE 3G」特約の付帯特約
(SIM カードが封入された「はじめセット」の購入者が BIGLOBE LTE・3G の申込をする場合に適用)

ビッグローブ株式会社

第1条(この付帯特約の適用)

この『BIGLOBE サービス「BIGLOBE LTE・3G」/「BIGLOBE 3G」特約の付帯特約』(以下「本特約」といいます。)は、ビッグローブ株式会社(以下「当社」といいます。)の指定する販売店(以下「販売店」といいます。)から当社所定の SIM カードが封入された「はじめセット」(以下「本パッケージ」といいます。)を直接購入されたお客様(以下「お客様」といいます。)が、当社から次の各号の何れかの提供を受けるための契約の申し込みを、本パッケージに記載の方法により、当社に対して行うにあたり、当社の定める『BIGLOBE サービス「BIGLOBE LTE・3G」/「BIGLOBE 3G」特約』(以下「原特約」といいます。)に加えて、お客様に同意いただく必要がある条件を定めるものです。かかる申し込みを当社が承諾した場合、原特約および本特約をその内容とする本サービス契約(原特約第3条(用語の定義)第2項に定義。以下同様とします。)が、お客様と当社との間に成立します。

(1) BIGLOBE LTE・3G (原特約第1条(総則)第1項に定義。以下同様とします。)

(2) BIGLOBE LTE・3G を対象とするアシストパック(原特約第26条(アシストパックの特則)第1項に定義。以下同様とします。ただし、ライトSプラン(原特約第5条(本サービスの内容等)第7項に記載)を本サービスとして含むアシストパックを除きます。)

2 本条1項に定める申し込みは、本パッケージに記載された所定の期限までに行わなければなりません。

3 原特約で定義された用語は、本特約に別段の定めがある場合を除き、本特約においても同一の意味を有します。

4 原特約の内容と本特約の内容とが相違する場合は、本特約の内容が優先します。

5 当社は、本特約に基づき本サービス会員(原特約第3条(用語の定義)第2項に定義。)となられたお客様(以下「本件会員」といいます。)に対して一定の予告期間をもって通知することにより、本特約の全部または一部を変更することができます。当社がかかる変更をした場合において、その予告期間内において、本件会員から原特約第13条(本サービス会員による本サービス契約の解除)に基づく本サービス契約の解除の通知がなされないときは、かかる変更につき、かかる本件会員による承諾があったものとみなします。

記

(1) 原特約に定める、当社から本サービス会員への貸与のための SIM カード(原特約第3条(用語の定義)第2項に定義。以下同様とします。)の引渡は、お客様が本パッケージに封入された状態にてこれを販売店から受領(店舗における受領および販売店からの配送による受領の何れも含まれます。)したことをもって完了したものと扱い、当社から別途配送等を行うことはありません。これにより、かかる本件会員については、原特約第9条(契約申し込みの承諾)第2項第7号の規定も適用されません。

(2) 販売店における本パッケージの購入の前後を問わず、これに封入された SIM カードの所有権については、原特約第24条(契約者端末、SIM カードの取り扱い)第2項の規定に従います。その他、上記(1)を除き、かかる SIM カードに対しては、原特約に定める SIM カードに関する規定が適用されます。

(3) 原特約で用いる「本サービス開始日」の定義は、原特約第5条(本サービスの内容等)第5項の規定にかかわらず、以下のとおりとします。

① 第1条第1項により、同項第1号の BIGLOBE LTE・3G の提供を受けるための契約の申し込みをした本件会員の場合:

かかる申し込みを当社により承諾された日

② 第1条第1項により、同項第2号の BIGLOBE LTE・3G を対象とするアシストパックの提供を受けるための契約の申し込みをした本件会員の場合:

かかるアシストパックの特典として当社が提供する対応端末(原特約第3条(用語の定義)第2項に定義。)が本件会員に到着したことを当社が認識した日

附 則

本特約は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。